

様式第16（第40条関係）（昭44通産令73・全改、昭48通産令71・旧様式第18繰上、昭51通産令51・平12通産令223・一部改正、令元経産令27・旧様式第17繰上・一部改正）

表 紙

60ミリメートル	航空工場検査員被指名者証
	85ミリメートル

航空機製造事業法施行規則抜すい

第38条第1項 経済産業大臣は、航空機製造事業法第16条の規定により航空工場検査員を同法第15条第2項に規定する事務に従事させようとするときは、事業者（航空工場検査員の所属する許可事業者または届出事業者をいう。）が本人の同意を得て申請する者のうちから、当該航空工場検査員の職務の範囲およびその職務を行うことのできる工場を指定して指名する。

第42条 第38条第1項の規定による指名を受けた航空工場検査員は、その職務を行うときは、被指名者証を携帯していなければならない。

第 号	
氏 名 生年月日 年 月 日生	
写 真 押 出 ス タ ン プ	上記の者は、航空工場検査員被指名者であることを証明する。 年 月 日 経済産業大臣

指定する工場 の名称および 所在地	
指定する職務 の範囲	
備 考	